諮問番号:諮問第186号

答申番号:答申第186号

答申書

第1 審査会の結論

福岡市西福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条に基づく平成31年3月7日付け費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の変更を求めるというもので、その理由は次のとおりである。

保護費の過払金について減額を求める。

保護期間中精神疾患で入退院を繰り返し現在も通院中でいつ悪化するかわからず生活が不安定な状態である。健常者と同じ扱いをされることに疑問を感じる。

医療費全額返還に対しては、初めの面接で全額負担ということを聞いていない。保険も入っておらず 10 割返還となることはおかしい。傷病手当金を収入として返還しなければならないというのであれば、その分医療費を減額するのが妥当ではないか。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って適正に行われたものであり、処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 法第63条に規定する資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について

審査請求人は、平成30年7月3日付けで保護を開始されているところ、同年10月から12月まで収入が最低生活費を上回っており、平成31年1月1日付けで保護を廃止されている。よって、審査請求人は、平成30年10月から平成31年1月1日付けの

保護廃止までの間、「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」といえる。

また、処分庁は、平成30年10月から平成31年1月1日付けの保護廃止までの間、 353,352円を審査請求人の保護費として負担していることが認められる。

したがって、処分庁が、平成30年10月から平成31年1月1日付けの保護廃止までの間に審査請求人の保護費として処分庁が負担した353,352円を返還対象額としたことについて、違法又は不当な点はない。

2 返還額の決定について

- (1) 法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である(福岡高裁令和元年7月25日判決・判例地方自治455号72頁参照)。
- (2) 処分庁の職員は、審査請求人に対し、傷病手当金は収入として認定するものであること、及び稼働収入や傷病手当金の収入認定を行うことにより過払金が発生するものであることを説明していたことが認められる。そして、審査請求人は、返還金につき分割納付を希望していることから、分割納付の前提となる上記収入認定及び過払金の発生につき理解していたと認められる。そのため、処分庁の職員は、傷病手当金や稼働収入の取扱いについて長期間にわたり複数回、審査請求人と折衝しており、審査請求人は、傷病手当金や稼働収入の使途について、処分庁の職員に申し出る機会は十分にあったといえるが、審査請求人から自立更生費について処分庁に相談した事実は認められない。

また、本件審査請求においても、審査請求人は、自立更生のためにどのようなものを必要としているのか具体的な主張をしていない。

そして、本件処分に先立ち、審査請求人については、稼働収入の増加等により6 か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められている。 そうすると、平成30年10月から平成31年1月1日付けの保護廃止までの間に審査請求人の保護費として処分庁が負担した353,352円全額の返還を決定した処分庁の判断につき、合理性がないとはいえず、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。

また、処分庁は、審査請求人からの希望を踏まえて分割納付の相談に応じる旨を審査請求人に伝えているとともに、審査請求人に就労自立給付金を給付したことが認められることから、本件処分に際し、分割納付及び就労自立給付金によって審査請求人世帯の自立性に与える影響をより小さくする配慮をしていることが認められる。

したがって、返還額の決定について処分庁に裁量権の逸脱又は濫用と認められる ところはなく、本件処分を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、医療扶助費の全額返還について、10割返還となることはおかしい、 返還対象となる医療費を減額すべきである旨主張している。

しかし、法による保護を受けている者は、国民健康保険の被保険者にはなれないものとされているところ(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 6 条第 9 号)、審査請求人は、平成 30 年 10 月から平成 31 年 1 月 1 日付けの保護廃止までの間において、法による被保護者であったため、国民健康保険の被保険者にはなり得ず、国民健康保険を利用することはできないので、保険者に医療費の負担を求めることはない。そうすると、審査請求人は、現実に医療扶助を受けた医療費 10 割相当分を利得したというべきである(東京地裁平成 29 年 9 月 21 日判決・判例時報 2396号 3 頁参照)。 したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法(平成 26 年法律 第 68 号)第 45 条第 2 項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年12月9日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年2月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

また、法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、自立更生費を本来の要返還額から控除して返還額を決定して差し支えないとされている(「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問13-5答(2))。

本件についてこれをみると、審査請求人は、平成30年7月3日から保護を開始されているところ、同年10月から12月までの間、審査請求人の収入は最低生活費を上回っており、平成31年1月1日付けで保護を廃止されている。そして、処分庁は、同年10月から保護廃止までの間、審査請求人に対し、保護費として353,352円を負担していることが認められる。

一方、審査請求人が、処分庁に対し自立更生費についての相談を行った事実は認められず、また、審査請求人は、稼働収入の増加等により6月を超えて保護を要しない状態が継続することが判明している。これらのことから、処分庁が自立更生費を控除しないと判断したことに違法又は不当な点は認められない。

よって、処分庁が、審査請求人は資力があるにもかかわらず保護を受けたとして、法 第 63 条に基づき、処分庁が負担した保護費 353,352 円全額の返還を求めたことに違法 又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、医療扶助費の返還について、10割負担での返還はおかしいとして減額を求めているが、国民健康保険法第6条第9号により、法による保護を受けている者は、国民健康保険の被保険者にはなれないものとされていることから、審査請求人は、現実に医療扶助を受けた医療費10割相当分を利得したというべきであり、この点についての審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は 認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して は弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をし たことが認められ、その手続は適正なものと認められる。 以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第2部会

委 員 小 原 清 信

委員内田 敬子

委員谷本 拓也